

猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年1月18日

猪名川町長 福田 長治

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西畑地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年12月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 一経営体

法人 1経営体

集落営農（任意組織）1経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

活用予定なし

6 地域農業の将来のあり方

- ・ そばの作付について、化学肥料の使用を低減させ、作物や生物の生息環境の確保等の環境に配慮した環境保全型農業を展開し、都市住民等へのPRを行う。また、そばを主作物として水稲とのブロックローテーションを行っているが、将来的には、新たな転作作物などの規模拡大も目指す。